

植民地期カリブ海地域における黒人奴隷制に対する
抵抗と現在の「新奴隷制」

大野藍梨

植民地期カリブ海地域における黒人奴隷制に対する 抵抗と現在の「新奴隷制」

大野藍梨

Abstract

This paper examines slavery in the colonial period in Caribbean and forms of resistance to it, and it proposes the existence of "new slavery" in the current global situation.

Following Lester's *To be a Slave*, I define as slavery a situation that force people to (1) be traded, (2) be forced to perform unpaid work and, (3) have their identities taken away. Looking at the historical case of Bussa's Rebellion in Barbados in 1816, I argue that although resistance to slavery through armed rebellion caused extraordinary physical and psychological damage to the slaveholding planters, it resulted in violent revenge upon the slaves. Reflecting on Maryse Condé's *Moi, Tituba sorcière...noire de Salem*, I suggest that, although escape may seem like a negative way of resistance, it was useful and practical for slaves to run away from the system of slavery.

Turning to the present, I insist that slavery still exists, albeit in a changed form, through, for instance, prostitution, exploitation by multinational corporations, and the "appropriation of identity" by multiculturalism or *négritude*. Today, if we choose a violent way for resistance, it is called "terrorism," and it is revenged by nation. Since capitalism and globalization, as well as the violence linked to them, penetrate the whole world, we cannot escape from them and we cannot find objects to resist.

Keywords : black slavery, resistance, Barbados, rebellion, escaped slaves

導入

本稿では、ジュリアス・レスターの研究を整理した上で、奴隷とはいかなる存在であるか定義し、植民地期カリブ海地域での黒人奴隷制の抵抗をふりかえり、奴隷制が廃止されている現在においても奴隷制が形を変えて存在していることを明らかにする。本論では、このような状況を「新奴隷制」と呼ぶ。植民地期カリブ海地域の奴隷制に筆者が注目するのは、個人と他者の関係が「支配・被支配」の関係として顕著に表われており、奴隷というひとりの個人と黒人奴隷という総体を抑圧していた歴史を有し、新奴隷制における個人の抑圧のされ方に極めて酷似しているからである。本稿の目的は、レスターの研究を整理して定義づけた奴隷の構成要件によって、現在起きている「支配・被支配」の関係を説明することである。植民地期カリブ海地域の奴隷制への抵抗は、「支配・被支配」関係を根こそぎ揺るがすものであり、その支配体系

そのものから逃れるものであったのに対して、現在の新奴隷制においてはそのような道が閉ざされていることを指摘する。

なお本稿では、暴力行為によって奴隷制に抵抗した「ブッサの反乱」という史実と、逃亡奴隷を描いた小説『わたしはティチューバ——セイラムの黒人魔女』(*Moi, Tituba sorcière... noire de Salem*, 1986)を題材に、逃亡奴隷として暮らすことが奴隷制への抵抗になり得たことを論じる。そして現在の新奴隷制が、植民地期カリブ海地域の奴隷制とどのような共通点を持ちながら、個人を抑圧しているのかを整理する。

イギリスは1833年に、フランスは1848年に、アメリカ合衆国は1865年に奴隷制を公式に廃止したが、奴隷制の廃止時期と植民地の廃止時期——すなわち政治的独立の時期には、タイムラグがある。本稿では、奴隷制廃止後も植民地が政治的独立を果たすまでの間に黒人が隷属的な条件に置かれ続けたことを「植民地期奴隷制」と呼ぶことにする。

そして、本稿で使用する「新奴隷」という語は、政治的独立を果たしてもなお、隷属的な位置に置かれ続けている第三世界の人びとや、植民地になることのなかった帝国の内部でも周辺的な身分に置かれている人びとを指し、そのような人びとを生み出す今日の社会システムを「新奴隷制」と呼ぶ。筆者はこのような概念を、エメ・セゼールの『植民地主義論』を継承・発展させた西川長夫の〈新〉植民地主義研究やケビン・ベイルズの事例研究から着想した¹⁾。

後述する奴隷制の構成要件は、植民地期奴隷制と現在の新奴隷制において共通して見出される。この点から2つの「奴隷制」を考察することは、「支配-被支配」の基本構造を理解することに役立つ。また、両期の奴隷制における抑圧の例を比較検討し、現在の新奴隷制に対する抵抗の限界についても探る。

1. 奴隷とは

ジュリアス・レスターの『奴隷とは』(*To be a Slave*, 1968)という作品は、元奴隷たちの声を拾いあげ、収集し、奴隷制という条件のもとで、人びとがどのような生を送ったかについて記している点で注目に値する。レスターは、奴隷の声を集約し、奴隷とはどのような存在であるかについて彼なりの整理をしているので、長文ではあるがここに引用する。

「奴隷とは。自動車や家や机が所有されるように、他の人間によって所有されるとは。売りとばされうる財産の一部として生きるとは、——母親から売られていく子供、夫から売られていく妻。人間とは考えられずに、ひとつの《物》として考えられるとは。その《物》は、畑を耕し、木を切り、食物を料理し、他人の子供を養育する。その《物》の唯一の機能は、読者よ、あなたならあなたを所有する人間によって、決定されてしまうのだ。

奴隷とは。苦悩と権利剥奪にかかわらず、じぶんが人間であると、おまえは人間じゃないというものよりも、もっとじぶんのほうが人間的であると知るとは。喜び、笑い、悲しみ、涙を知り、しかもそれでいて、机と同等のものとしてしか考えられないとは。

奴隷であるとは、人間が拒まれている条件のもとで、人間であるということだ。かれらは、奴隷ではなかった。かれらは、人間であった。彼らの条件が奴隷制度であったのだ。

奴隷とされたひとびとは、じぶんじしんと、じぶんが置かれていた奴隷状態とを人間の眼と心で見ている。じぶんの身に起こっている事柄のひとつひとつ、じぶんのまわりで進行していたすべてを、自覚していた。それなのに、奴隷たちは、しばしば、押し黙って野蛮な動物なみに描かれ、その唯一の特性が、働き、歌い、踊ることだけにあるとされたのである。あいつらは、子供みtainなものさ、な、あいつらは奴隷制度のおかげで、じっさい恩恵をこうむっているんだぜ、——これが奴隷ではなかったひとびとの意見であった²⁾。」

レスターのこの引用を整理して、筆者は「奴隷」と呼ばれる人びとの構成要件として以下の3点を抽出する。まず第1点目は、「人」が売買されることである。奴隷商人や奴隷主の経済的利益や都合のために、動産として「人」が売買されるのである。第2点目は、無償労働の強制である。十分な衣食住を与えず、生きるか死ぬかという瀬戸際のなかで彼らは労働を強いられる。与えられるものは、ごく少しの食糧と粗末な服。そして「家」とは呼べない、動物が入れられるような「小屋」の中に暮らし、そこで寝食させられていたのである。第3点目は、人間であるということ、すなわち人間性の否定である。奴隷は「劣った存在」なのだと思われ、「劣等コンプレックス」を植え付けられた³⁾。そのことを通じて主人に飼いならされ、反抗心を取り除かれ、従順に従うように仕向けられたのである。それは、自分のアイデンティティを獲得することが出来ず、アイデンティティを根絶やしにされることである。ここでいうアイデンティティとは「自分がじぶんである」という自己の唯一性である。それは奴隷が自分の名前を持たなかったことに端的に表れている。すなわち、自分の存在の固有性を証明することができないことを意味している。本稿では、これら3つの構成要件のいずれかないしは複数に該当する人びとを「奴隷」と定義し、そのように強いる社会的条件を「奴隷制」と呼ぶ。

2. 奴隷制への抵抗——(1) 反乱を起こす

まず、奴隷制に対する抵抗がこれまでどのように解釈されてきたかについて確認しておきたい。ガブリエル・アンチオーブは、「奴隷の抵抗を受動的な形態と能動的な形態に」分ける「古典的な」区分の仕方を再検討している。受動的抵抗とは「可視的であれ、不可視的であれ、暴力の行使がなく、とくに特定あるいは不特定の奴隷主の利益、そしてそれと同時に植民地の利益を奪うことに狙いを定めた行為」であり、個人の自由意思によって行われる。一方、能動的抵抗とは「不法行為であり、その結果が植民地の社会的・経済的秩序に直接的に打撃を与えるという理由で『積極的』とされる⁴⁾。しかし、実際の奴隷制への抵抗は、このような単純な二分法では説明できないとしてアンチオーブは次の3つのカテゴリーに抵抗を区分した。

彼は、「植民地抑圧、圧政に対する奴隷の抵抗運動を、それぞれ形態、規模、そこに見られる抵抗の実践の内在的性格から3つのカテゴリーに区分」し、それぞれは「それを行った奴隷の個性における特定の心理的また知性的な様式に対応」しているとして、次のカテゴリー (a)、(b)、(c) を提示している。

カテゴリー (a) には、「小逃亡(一時的な町や村への逃亡)、無知を装う、嘘をつく、主人の毒殺、怠惰とサボタージュ、自殺、自己損傷、中絶、『家族』をつくることを拒否する、密告、

そしてアルコール中毒」が挙げられている。カテゴリー (b) は、カテゴリー (a) の「示威的行為に加えて、奴隷が禁止をかいくぐって、奴隷に許され、黙認されていたものすべてを利用し、具現し、再創造したり、あるいはそれが可能であれば、白人の世界」を「本質的に「つくり変えようとした試み」であり、それらの例として「宗教、言語、奴隷菜園、口承演芸、音楽、歌、冗談、そしてダンス」が挙げられている。カテゴリー (a) と (b) は古典的な二分法によると、いずれも受動的抵抗にあたるとしている。カテゴリー (c) は、「カテゴリー (a) に比べてより直接的で、より劇的な闘いの形態、奴隷制とそれを代表する者たちに対して公然と宣告された戦争」であり、能動的抵抗であるとしている⁵⁾。

本節ではカテゴリー (c) にあたる反乱を、次節ではカテゴリー (a) にあたる逃亡という抵抗の仕方の詳細を確認する。

最も過激な形で奴隷制に抵抗するのは、反乱を起こすという暴力行為によって植民者と対峙して、「支配 - 被支配」関係を転覆させるやり方である。過酷な状況に置かれた奴隷たちは、主人に逆らうと鞭で打つといった手痛い暴力を受けたり殺されたりすることを充分すぎるくらい知っていたので、否応なく主人に従っていた⁶⁾。しかし主人たち白人に対して反乱を起こす者もいた。奴隷たちが反乱を企図しても、それが実現されることはほとんどなかった。なぜなら、奴隷たちの仲間（ほとんどの場合が家付き召使の奴隷）が反乱の計画を知ると、主人に報告をして、未然に主人の側が反乱を防ぐことを助けたからである。その結果、反乱を目論んだ奴隷たちは、虐殺されるか、ひどい虐待を受けて見せしめにされた。あるいは、一層過酷な環境での労働に連れ戻されるか、奴隷商人や他の奴隷主に売り渡された。一方で反乱の計画を主人に報告した家付き召使の奴隷は、主人にかわいがられ、奴隷のなかでも待遇がより恵まれていたのであった⁷⁾。

ここではバルバドスの「ブッサの反乱」を紹介する。この反乱では、家付き召使の奴隷が反乱を妨害しなかった点と、現地生まれの奴隷ではなくアフリカで生まれて強制連行されたブッサと呼ばれていた奴隷が反乱の指揮を執った点、奴隷貿易の廃止後に反乱が起きた点、そして、イースターの日を反乱の日として選んだ点に注目すべきである。しかし、ブッサと呼ばれるこの人物に関する記録はほとんど残っていない⁸⁾。

1807年、イギリス本国でウィルバーフォースによって奴隷貿易廃止法案が提出され、翌年奴隷貿易は廃止された。また、1810年に植民地議会で、奴隷を殺した白人は処刑されるという法案が通過し、白人植民者に大きな衝撃をあたえた。また1804年にハイチが独立し、バルバドスの奴隷たちはそれに触発され、生意気な態度になっているという議論が1810年に植民地議会で起こった。また1811年から12年にかけて、有色自由民と黒人自由民が植民地議会で市民権を求めたが、拒否された。しかしバルバドスの黒人奴隷たちは、イギリス本国で奴隷制の廃止が議論されているという情報を新聞を読むことができる者から伝え聞いていたため、もうすぐ奴隷制は廃止されるだろうという見方を持っていた⁹⁾。

奴隷貿易の廃止後、奴隷貿易は重罪で海賊行為と見なされたが、奴隷の「密輸」は行われていた。そこで、イギリス領のカリブ海地域の黒人奴隷を全員登録するという、奴隷登録法案が1815年にウィルバーフォースによって提出されたが、植民者は奴隷を「密輸」していないと主張したため、廃案になった¹⁰⁾。

バルバドスの黒人奴隷たちは、この奴隷登録法案が奴隷を解放するための法案であると勘違いし、法案を廃案にした植民者に反発した¹¹⁾。そこで法案否決直後の1815年11月に反乱を起こす計画がブッサらによって企てられた。1816年の2月に、4月のイースターに決起することが決まった。その理由は、陽気なにぎわいで奴隷に対する管理が緩くなること、サトウキビが人の背丈ほどに成長し隠れるのに十分な高さがあること、放火によって植民者に最も大きな経済的ダメージを与えられることなどが考えられる¹²⁾。

1816年4月14日の午後8時半に、セント・フィリップの教区に火が放たれ、島中が火に飲み込まれた。放火に加えて略奪も行われ、略奪には白人も参加した。反乱は放火と略奪だけに限られ、白人殺しは目的ではなかった。島の25%のサトウキビが燃え、経済的損失は175,000ポンドとされた¹³⁾。反乱の首謀者であるブッサに関する伝記的な記録はない。ただ彼がアフリカ生まれであること、仕事のスキルを充分身につけていたために、バルバドスに連行されて少なくとも10年以上たつた、若くない者であるということだけが分かっている¹⁴⁾。

反乱の首謀者はブッサであるが、各プランテーションでリーダーが決められ、反乱のための作戦会議も頻繁に開かれていた。読み書きのできる者は、宣伝役を担った。作戦会議で決まったことをブッサに伝えるメッセンジャーの役割を果たす者もいた。反乱が成功すれば、有色自由民のヨゼフ・ピット・ワシントン・フランクリンが政府の統治者になることが決まっていた¹⁵⁾。

植民者にとっては、反乱は全く予期することができなかった。というのも、他のイギリス領植民地とは違い、バルバドスでは奴隷が島中自由に動くことができたし、労働もそれほど過酷ではなかったし、衣食も十分に奴隷たちに与えていると植民者は考えていたからである。ブッサの反乱はバルバドスにおける最初の武装反乱であり、それ以前には1701年に、植民者に労働環境の改善を懇願したり、逃亡したりすることがあっただけである¹⁶⁾。

ブッサの反乱では軍隊との小競り合いはなく、3日間のうちに地元の正規軍と地元で駐屯している帝国軍によって鎮圧された。4月15日の午前2時に定められた戒厳令によって、処刑や投獄が行われた。9月21日までに、144人が処刑され、70人が死刑判決を下され、123人が国外追放されることが決まった。しかし、9月に書かれた匿名の記録によると、少なくとも1,000人以上の奴隷が戦いや処刑で殺されていたことが分かる¹⁷⁾。

1817年1月25日午後1時に、国外追放を宣告された奴隷たちは、フランシス・アンド・メアリーという船でホンジュラスまで運ばれたが、治安を理由に上陸を拒絶された。受け入れを断られた奴隷たちは1819年にシエラレオネに送られた。バルバドスでは国外追放に関する強い反発があったが、シエラレオネに送られた奴隷たちは自由を得ることができた。彼らは主に職人や召使として働かされたが、仕事で成功した者も多く、なかには自分の子どもをバルバドスから買い戻し、イギリスで教育を受けさせた者もいた¹⁸⁾。

植民者による報復と処刑が次々に行われたが、ブッサの反乱は、植民者に大きな物理的・心理的ダメージを与えたバルバドス史上唯一の大反乱であり、この事件を発端としてイギリス領カリブ海地域では奴隷制廃止への動きが活発化した¹⁹⁾。ブッサはその時からバルバドスの黒人たちの英雄とされてきた。しかし、「バルバドス史上最初の英雄」として彼を讃える銅像が作られたのは、1999年であり、独立を果たした1966年ではない²⁰⁾。「バルバドス史上最初の英雄」であるにもかかわらず彼の記録がほとんど存在しないことは見過ごせない。バルバドスで奴隷

として確かに生きて彼の「個人」としての生が忘却され、彼に関する記録はほとんどないにもかかわらず、独立して30年以上してから「国家の英雄」として大文字の歴史の中に組み込まれようとしているのである。

3. 奴隷制への抵抗——(2) 逃亡する

反乱が最も過激な奴隷制への抵抗の方法であるとすれば、最も「消極的な」手段とは、プランテーション世界を成す「支配-被支配」関係そのものからの逃亡だろうか。歴史学者たちは奴隷制への抵抗の仕方を受動的な形態と能動的な形態とに区分する必要があると考えてきたが、ガブリエル・アンチオーブは「あらゆる抵抗形態はそれ自体が叛乱である」とし、こうした単純な二分法には与しない²¹⁾。アンチオーブの研究を参照しながら、逃亡することによって奴隷制に抵抗するとはどのようなことを意味したのか議論したい。

これまで述べてきたとおり、奴隷たちは過酷な状況に置かれていた。逃げることは決して容易ではなかった。特別に訓練された飢えた犬を連れて奴隷が逃亡するのを監視する職業的な奴隷狩りが存在した上に、逃亡奴隷を発見して連れ戻した者に報償を与えるような仕組みがあったためである。しかしそれでもなお奴隷は頻繁に逃亡を試み、また実行した²²⁾。奴隷が逃亡するという行為自体が困難であっただけでなく、逃亡して暮らすこともまた難しいことであった。

奴隷が逃亡して暮らすことは、奴隷制解放後の元奴隷たちが置かれた状況と酷似している。奴隷として暮らしていたときは、「物」ないしは「動物」扱いされ、生きるために「最低限の」衣食住が与えられていた。しかし、そこから逃亡するということは、その「最低限の」衣食住すら保障されないことを意味したのである。奴隷制から解放され、自由の身にされた時には、元奴隷たちは歓喜の声をあげるのであったが、それも束の間であり、自由の身になっても生きる術がないことに気付くのである。解放後の元奴隷たちは結局元いた主人のところや別の白人のところに戻り、結局隷属的な身分のままに置かれ、「自由」とは名ばかりであった²³⁾。

逃亡奴隷たちのなかには自ら元いた奴隷主のところやむなく戻った者もいたが、多くは森に隠れたり、仲間の黒人のところで匿ってもらったりして暮らしていた。そのような奴隷はネグ・マロン (nèg marron) やマロナージュ (marronnage) と呼ばれた²⁴⁾。逃亡奴隷の多くは「発見」されないように身を潜めて森や仲間のもとに隠れるのであるが、森で一人きりで暮らすか、小さなグループを作って相互扶助的に暮らしていた。逃亡奴隷は、逃げた以上は自分(たち)で衣食住を自給することを余儀なくされた。森の中やプランテーション近くの目立たないところで掘って小屋を建て、小さな畑を作り、鶏を飼って食料を自給し、衣服は元いた奴隷主から与えられた服や、拾ってきた襤褸を着てしのいでいた。マリーズ・コンデの『わたしはティチューバ——セイラムの黒人魔女』という小説では、主人公のティチューバという少女がバルバドスで逃亡奴隷として暮らしていたことを描いている。この作品からは逃亡奴隷が実際にどのような生活をしており、逃亡奴隷でない他者からどのような眼差しで見られていたかについて詳細に窺い知ることができるので、一部引用したい。

「わたし [主人公ティチューバ] はもうダーネル [元奴隷主] のものではなかったし、プランテーシヨ

ンの無断居住者だった(…)わたしは、土がじめじめしていてサトウキビを栽培するには向いていないため、誰も行かないオルモンド川の水際の、ある場所を知っていた。わたしは自分の手でどうにか脚柱にのせた小屋を建てた。それからしんぼう強く土を盛って庭を作った。まもなくそこには、太陽と空気を敬う儀式をして地面に植えたあらゆる植物が繁茂し始めた。

今ではあのこと「奴隷主のもとで家族や老女の魔女ママ・ヤーヤと過ごしていた時」が一番幸せだったと実感する。わたしは決して一人ぼっちではなかった²⁵⁾。」

「奴隷たちはわたしを見るなり草の中に飛び込んでひざまずいた。六対の目が敬意に満ちて、しかしおびえてわたしを見上げていた。わたしは呆然としてしまった。あの人たちはわたしについてどんな噂をでっちあげていたのだろうか？」

どうしてわたしを恐れているみたいに見えたのだろうか？ 恐れるどころか、哀れんでくれても当然ではないか。縛り首になった女の娘で、水際に一人ぼっちで暮らしている隠遁者のわたしなのに²⁶⁾。」

ティチューバは知り合ったスザンナ・エンディコットが所有する奴隷の男ジョンを愛し親密な関係になるが、そのジョンから次のような言葉を吐かれ、以下のやりとりをする。

「俺は奥地のニガーでもマルーンでもないんだ！ 森の中に入ってウサギ小屋みたいなおまえさんのうちで暮らすなんて、ごめんこうむる。俺と暮らしたいんならブリッジタウンにある俺のうちへ来なくちゃいかん。」

「あんなのうちだって？」

わたしはさげすむように笑い、追い打ちをかけた。

「いつから奴隷がうちをもつようになったのよ！ あんたはスザンナ・エンディコットのものじゃなかったの？」

ジョンは不愉快そうだった。

「そりゃ俺はスザンナ・エンディコットのものさ。だけどあの奥さんはいい人で……²⁷⁾」

この作品からは、逃亡奴隷であるティチューバが「隠遁者」でありながらも何とか自活し、恋もするが、黒人奴隷たちからは、恐れられ忌避される存在であることを読み解くことができる。そして恋仲になった奴隷のジョンからも「奥地のニガー」や「マルーン」として蔑まれるのである。

「発見」されると処刑されたり、拷問を受けたりすることを承知で、そして黒人奴隷からも忌避されることになり、非常に困難な自給生活を余儀なくされるにも関わらず、奴隷たちはなぜ逃亡したのだろうか。アンチオーブは、「逃亡は、プランテーションでの過酷さに耐えるよりも、また奴隷制度とその法体系そのものに耐えるよりはましだと奴隷が下した決断であった」と説明している²⁸⁾。

暴力的手段によって反乱を起こし植民者と対峙するやり方は、植民者に深刻な物理的・心理的ダメージを与えはする。しかし結局は、植民者の圧倒的な武力によって鎮圧されてしまう。こうした状況では、逃亡を消極的な抵抗とみなすのは一面的である。というのは、逃亡奴隷と

して生きることこそが困難でありながら精神的な隷属なしに生き延びる唯一の方法であり、植民者と奴隷という「支配 - 被支配」関係を否認し、乗り越える行為であったからである。

4. 現在の「新奴隷」——奴隷制の変形

これまで述べてきた奴隷制や奴隷制への抵抗は、今日においてはもはや「過去のもの」として理解されるかもしれない。しかし、21世紀の現在においても奴隷制が形を変えて、生き延び、個人を抑圧している。このことを本論の冒頭で挙げた奴隷制の特徴を参照しながら「新奴隷」、「新奴隷制」という語を用いて説明して論じたい。導入部分で説明したように、本稿における「新奴隷」とは、今なお隷属を強いられている個人をさし、「新奴隷制」とはそのように隷属を強いられる個人の集合、隷属を強いる社会の条件を意味している。ここでは、「新奴隷制」が「新奴隷」とされる個人の身体と思考をいかに制約し、抑圧するののかについて、先に挙げた奴隷制の3つの構成要件を再び援用して説明する。

第1点目は、「人」の売買についてである。奴隷制が廃止されている現在においても、半ば公然と「人」の売買が行われている。例えば売春婦や外国人花嫁である。彼女たちは対価と引き換えにブローカーを通じて「売春婦」や「花嫁」といった形でその身を売り渡され、自分の人生を自己決定する術を持ちえない。ブローカーは、彼女たちが自分の自由意思によって自分の身を「売った」のであると説明するかもしれない。しかし、「自分の身を売る」行為が真の「自由意思」によって決定されたわけではない。彼女たちは社会的・経済的弱者であるからこそ自分の身と引き換えに対価を必要としたのであり、そのような境遇にしなければ自分の身を売る必要もないからである。そして「自分の身を売る」ことを余儀なくされた彼女たちにとっては、まとまった対価を得るにはその方法しかなく、その決定を彼女たちの自由意思によるものだということが不当である²⁹⁾。

第2点目は、無償労働の強制についてである。現在においても、極めて無償労働に近い形態で労働を強いられている人びとがいる。例えば、多国籍企業が展開する第三世界において低賃金で働く地元の労働者や逆に第三世界からより高い賃金を求めて先進国にやってきた外国人労働者である。これは資本主義が引きおこした地域間での賃金格差ゆえに発生する現象であるが、いずれの場合にも、賃金を低コストに抑えるために先進国の大企業によって彼／彼女らは利用されているのである³⁰⁾。そのような先進国の多くがかつて奴隷制と植民地を有した帝国であり、奴隷制と植民地経営によってその富を蓄積してきたのである。そして、今なおその富を増大させるために賃金の地域間格差を利用して第三世界の人びとや周辺地域の人びとを低賃金で働かせ、時に彼／彼女たちに「国境を越え」させているのである。

第3点目は、アイデンティティの問題についてである。エメ・セゼールが『植民地主義論』のなかで暴いているが、帝国は奴隷制と植民地主義によって、黒人自らを劣った存在であると信じ込ませる蛮行を行った。そしてセゼールは、奴隷制の被害者である黒人総体の負の歴史の中に「普遍性」を見出し、それが「ネグリチュード (négritude) ≒黒人性」であるとして、ネグリチュードを契機に人間としての復権を目指した。しかし、エメ・セゼール自身については一人の「国民作家」として死後にその亡骸をパンテオンに祀ることが議論された³¹⁾。また「ア

ンティル性」や「クレオール性」を提唱したセゼールの次の世代のカリブの作家たちも「フランコフォン作家」として1つの確立したジャンルに組み込まれている。「奴隷の子孫」である彼らは自らのアイデンティティの基盤ごと国家によって回収されている。多文化主義もその1つの例と言えるだろう。マイノリティの存在を認め、マジョリティとともに「共生」しようというスローガンは、マジョリティ側から唱えられるのであって、マイノリティの側から唱えられたものではない。多文化主義の先進国であるとされるカナダやオーストラリアには、帝国によって「発見」されたときには既に先住民族が住んでいたにも関わらず、先住民族を締め出し、帝国の市民たちが「マジョリティ」になった。そして今度は、そのマジョリティである人びとから「共生」というかたちで民族の融和が主張され、往々にしてマジョリティへの同化が行われる。かつて隷属的な位置に置かれていた人びとのアイデンティティが、国民国家の統合するために流用されているのである³²⁾。

結び

このようにかつての植民地期奴隷制を特徴づけた3つの構成要件——「人」の売買、かぎりなく無償に近い労働、アイデンティティの剥奪——が現在においても、形を変えながらも存在している。それでは植民地期奴隷制の下での「ブッサの反乱」や「逃亡奴隷」は私たちに何を物語るのだろうか。

植民地期カリブ海地域の奴隷制は、「人」の売買、無償労働の強制、アイデンティティの剥奪を経験し、それに対して暴力という最も過激な手段と、逃亡という最も消極的な手段によって、「支配・被支配」の関係の転覆を試みたり、そのような世界の枠組みそれ自体を否認したりして抵抗した。それは、ひとりの奴隷にとって、あるいは黒人奴隷という総体にとって、自らを支配するものが奴隷主、植民者、白人という可視化された存在として眼前に存在していたからこそできた抵抗であった。しかし、現在の新奴隷制は、抵抗を許さない。今日の「新奴隷」の支配者は、3つの奴隷の構成要件を成す社会システムのあらわれであり、「誰それ」という固有名詞を持った「主人」としてはっきりと認識しえないからである。新奴隷制においては、「人」の売買の対象となり、無償労働を強いられ、アイデンティティを剥奪される人びとは可視化できるが、そのような抑圧を強制する主体は「誰／何」なのかが極めて見えにくいのである。スタインベックの『怒りの葡萄』を想像するとわかりやすいだろう。自分の土地を奪われたジョードがその怒りの矛先を誰に向ければよいのかわからないように。つまり新奴隷制の下では、新奴隷が抵抗すべき「他者」や「制度」として支配者を明確に捉えることができない以上、何をもって新奴隷制に「抵抗する／しない」という議論をすることも不可能であり、また個人が新奴隷制から抜け出してその生を送ることも不可能なのである。

今日政治的目的のために暴力を用いて帝国に対抗することは、現在「テロリズム」として最も帝国に恐れられている。「新奴隷」たちがテロ行為を行っても、圧倒的な武力によって帝国に鎮圧され、報復を受けることは明らかだ。かつて反乱を起こした奴隷たちに、手ひどい報復と虐殺が行われたように、現在においてもテロ行為に報復は付き物である。そして、「奴隷」と「新奴隷」の反乱・テロ行為は、個人または比較的小規模な組織で行なわれるのに対して、報復を

実行するのは国家なのである。

逃亡についてはどうだろうか。現在において「新奴隷」が「逃亡奴隷」になるのは、ほぼ不可能であると言ってよい。それは、暴力と結び付いた資本主義とグローバリゼーションが世界中の隅々まで行き渡った結果である³³⁾。新奴隷制は、個人が他者との「支配-被支配」という関係なしにその生を送ることも、個人が完全な自給自足をすることもまた許さないのである。

注

- 1) エメ・セゼールの『植民地主義論』は、文明の使命の名の下に、帝国の領土的拡大を目指した欲望を暴き、痛烈に批判したものであるが、西川長夫は、セゼールの議論を発展させ、現在のグローバル化時代に起きている「新しい植民地主義」の特徴として、「(1) 植民地放棄と植民地忘却」、「(2) 植民地なき植民地主義」、「(3) 国内植民地と世界都市(グローバル・シティ)」、「(4) 内面化された植民地主義」を挙げている(西川長夫『〈新〉植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う』平凡社、2006年、5-30頁)。ケビン・ベイルズは、19世紀に終わりを迎えた「旧奴隷制」とは別に、今日における人間支配の具体的な事例を「新奴隷制」と呼んでいる。ベイルズは、「新奴隷制」の特徴として、「(1) 合法的所有権の回避」、「(2) 激安の原価」、「(3) 超高利益」、「(4) 潜在的な数の余剰」、「(5) 短期の関係」、「(6) 奴隷の生命は使い捨て」、「(7) 民族的差異は決め手にならず」という7点を挙げており、「新奴隷制」には、〈動産奴隷制〉、〈債務奴隷制〉、〈契約奴隷制〉の3つの形態があるとしている(ケビン・ベイルズ、大和田英子訳『グローバル経済と現代奴隷制』凱風社、2003年、8-52頁)。
- 2) Julius Lester, *To be a Slave*, Puffin, 2005, pp. 28-29 (邦訳書: 木島始・黄寅秀訳『奴隷とは』岩波新書、1978年、17-18頁)。
- 3) フランツ・ファノン。海老坂武・加藤晴久訳『黒い皮膚・白い仮面』みすず書房、2007年、106-128頁。
- 4) ガブリエル・アンチオーブ。石塚道子訳『ニグロ、ダンス、抵抗——17～19世紀カリブ海地域奴隷史』人文書院、2001年、198頁。
- 5) アンチオーブ。前掲書199頁。
- 6) トーマス・L・ウェッバー。西川進監訳『奴隷文化の誕生(もうひとつのアメリカ社会史)』新評論、1988年、187頁。
- 7) Lester, op. cit., pp. 89-91, 117 (邦訳書, 104-106, 145頁)。
- 8) Cleve McD Scott, "Bussa's Rebellion (1816)," Junius P. Rodriguez (eds.) *Encyclopedia of Slave Resistance and Rebellion, volume 1: A-N*, Greenwood Press, 2007, pp. 90-92.
- 9) Hilary McD Beckles, *Black Rebellion in Barbados: The Struggle Against Slavery 1627-1838*, Carib Research & Publications Inc., 1987, pp.108-109. Hilary McD, Beckles, *A History of Barbados: From Amerindian Settlement to Caribbean Single Market*, Cambridge University Press, 2006, pp. 86-87.
- 10) F. A. Hoyos, *Barbados; A History from the Amerindians to Independence*, Macmillan Caribbean, 1978, pp. 90-91.
- 11) Beckles, op. cit., 2006, p. 114, Hoyos, op. cit., p. 91.
- 12) Beckles, op. cit., 1987, p. 90.
- 13) Beckles, op. cit., 1987, pp. 89-90.
- 14) Beckles, op. cit., 1987, pp. 92-93, Beckles, op. cit., 2006, p. 112.
- 15) Beckles, op. cit., 1987, pp. 93-95, Beckles, op. cit., 2006, pp. 112-114.
- 16) Beckles, op. cit., 2006, pp. 110-111.
- 17) Beckles, op. cit., 1987, p. 88, Beckles, op. cit., 2006, p. 109.
- 18) Beckles, op. cit., 2006, pp. 163-164.
- 19) Beckles, op. cit., 1987, p. 87.

- 20) Scott, op. cit., p. 92.
- 21) アンチオーブ, 前掲書, 198 頁.
- 22) アンチオーブ, 前掲書, 200-201 頁.
- 23) Lester, op. cit., pp. 144-146 (邦訳書, 185-187 頁).
- 24) Gérard Théliér, *Le grand livre de l'esclavage; des résistance et de l'abolition*, Éditions Orphie, 2007, pp. 70-71.
- 25) Maryse Condé, *Moi, Tituba sorcière...noire de Salem*, Mercure de France, 1986, pp. 24-25 (邦訳書: 風呂本惇子・西井のぶ子訳『わたしはティチューバ——セイラムの黒人魔女』新水社, 1998 年, 18-19 頁).
- 26) Condé, op. cit., pp. 24-25 (邦訳書, 19-20 頁).
- 27) Condé, op. cit., p. 34 (邦訳書, 31 頁).
- 28) アンチオーブ, 前掲書, 202 頁.
- 29) 中里見博「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買一性に関する人権の再定義—」『社会科学研究』58 (2), 39-69 頁.
- 30) 伊豫谷登志翁「経済学の視点から見た労働力の国際移動について (外国人労働者)」『国際比較政治研究』第 4 卷, 5-19 頁.
- 31) <http://www.lepoint.fr/actualites/2008-04-19/des-dizaines-de-milliers-de-martiniquais-disent-adiou-a-aimé/914/0/239364>, 2009 Dominique Chabrol, "Des dizaines de milliers de Martiniquais dissident adieu à Aimé Césaire", AFP, 4.19. 2008.
- 32) 西川は, 多文化主義が, 単一の国民形成・国民統合に際して必要とされる国民の差異化と差別化の原理を隠蔽するものとして導入された背景について説明している (西川長夫『国境の越え方——国民国家論序説』平凡社ライブラリー, 2007 年, 363-436 頁)。
- 33) ベイルズは, すべての奴隷制が暴力によって維持され, ある奴隷を「つなぎ止め」, 他の奴隷たちにとっても暴力を見せつけることで脅威になることを論じている (ベイルズ, 前掲書, 33 頁)。

参考文献

- ベイルズ, ケビン, 大和田英子訳『グローバル経済と現代奴隷制』凱風社, 2003 年.
- Beckles, Hilary McD, *Black Rebellion in Barbados; The Struggle Against Slavery 1627-1838*, Carib Research & Publications Inc., 1987, pp. 86-120.
- Beckles, Hilary McD, *A History of Barbados; From Amerindian Settlement to Caribbean Single Market*, Cambridge University Press, 2006, pp. 103-137, 163-166.
- Césaire, Aimé, *Discours sur le colonialism*, Presence Africaine, 2006.
- Condé, Maryse, *Moi, Tituba sorcière...noire de Salem*, Mercure de France, 1986 (邦訳書: 風呂本惇子・西井のぶ子訳『わたしはティチューバ——セイラムの黒人魔女』新水社, 1998 年).
- アンチオーブ, ガブリエル, 石塚道子訳『ニグロ, ダンス, 抵抗——17～19 世紀カリブ海地域奴隷史』人文書院, 2001 年.
- ファノン, フランツ, 海老坂武・加藤晴久訳『黒い皮膚・白い仮面』みすず書房, 2007 年.
- Hoyos, F. A., *Barbados; A History from the Amerindians to Independence*, Macmillan Caribbean, 1978.
- 伊豫谷登志翁「経済学の視点から見た労働力の国際移動について (外国人労働者)」『国際比較政治研究』第 4 卷, 5-19 頁.
- Lester, Julius, *To be a Slave*, Puffin, 2005 (邦訳書: 木島始・黄寅秀訳『奴隷とは』岩波新書, 1978 年).
- 中里見博「ポスト・ジェンダー期の女性の性売買一性に関する人権の再定義—」『社会科学研究』58 (2), 39-69 頁.
- 西川長夫「〔新〕植民地主義論——グローバル化時代の植民地主義を問う」平凡社, 2006 年.
- 西川長夫『国境の越え方——国民国家論序説』平凡社ライブラリー, 2007 年.

Scott, Cleve McD, "Bussa's Rebellion (1816)", Junius P. Rodriguez (eds.) *Encyclopedia of Slave Resistance and Rebellion, volume1: A-N*, Greenwood Press, 2007, pp. 90-92.

Steinbeck, John, *The Grapes of Wrath*, Penguin Classics, 2006 (邦訳書:大久保康雄訳『怒りの葡萄(上)(下)』新潮社, 2008年).

Thélier, Gérard, *Le grand livre de l'esclavage; des résistance et de l'abolition*, Éditions Orphie, 2007, pp. 70-71.
ウェッバー, トーマス. L., 西川進監訳『奴隷文化の誕生(もうひとつのアメリカ社会史)』新評論, 1988年.

新聞記事等

Chabrol, Dominique, "Des dizaines de milliers de Martiniquais disent adieu à Aimé Césaire", AFP, 4.19.2008.